

寝屋川市市民参画推進指針

平成20年10月

寝屋川市 人・ふれあい部 市民活動振興室

目次

はじめに	1
第1章 市民参画が必要とされる背景	2
1 社会的背景	2
2 寝屋川市の現状と課題	2
第2章 市民参画の基本的な考え方	3
1 市民参画の理念・目的	3
2 市民参画の方向性	4
第3章 市民参画推進の取り組み	5
第4章 市民参画推進の基盤づくりの取り組み	9
1 情報の共有化	9
2 行政評価	10
3 市民活動の活性化	10
4 職員の意識改革	11
○制度等の一覧	12
○寝屋川市市民参加推進指針策定懇話会の意見(概要)	13

はじめに

少子高齢社会、地球規模の環境問題、情報化の急激な進展など、現代社会はさまざまな課題を抱え、大きく変化しています。価値観の多様化や社会ニーズの高度化・複雑化に応えるには、従来の画一的な公共サービスの提供だけでは対処できない状況です。市民の「豊かなくらし」を実現していくためには、市、市民、市民活動団体、NPO、企業などが協働し、地域資源を有効活用して地域の活性化を図っていく必要があります。

こうしたなか、市では平成14年3月に「寝屋川市市民活動支援指針」を策定し、市民活動支援の考え方や具体的な支援策を示しました。また、平成14年10月には「寝屋川市立市民活動センター」を開設し、市民活動や情報発信の場を提供してきました。市民との協働をさらに推進するため、平成16年10月に公募の市民、市民団体等の構成員、学識経験者により「寝屋川市市民参加推進指針策定懇話会」を組織し、市民参画推進のあり方について議論を重ね、意見書を提出していただきました。

「寝屋川市市民参画推進指針」は、第1章の市民参画が必要とされる背景に始まり、第2章では市民参画の基本的な考え方を明記しています。第3章では具体的な市民参画推進の取り組みを、第4章においては市民参画推進の基盤づくりの取り組みを示しています。

今後は、「寝屋川市市民参画推進指針」をもとに、平成20年4月に施行した市民がまちづくりの主役であることを基本とする「寝屋川市みんなのまち基本条例」の第10条に規定する市民参画の推進を図り、ともにみんなが誇れる住みよいまちをめざし、市民との協働によるまちづくりを推進します。

第1章 市民参画が必要とされる背景

1 社会的背景

少子高齢・人口減少社会や地球温暖化の影響など、さまざまな社会問題に直面しています。

一方、地方分権時代に入り、国と地方の関係が変わる中で、個性を活かしたまちづくりが求められています。また、市民と市との役割も変わりつつあり、公共サービスの担い手も変化してきています。

このような背景のもと、これからの自治体運営には、より広く市民の参画を推進し、市民の英知と活力を活かし、創意工夫による市民との協働によるまちづくりを進めていくことが不可欠となっています。

2 寝屋川市の現状と課題

少子高齢・人口減少社会の進展により、労働力人口が減少するとともに、地域活力の低下が懸念されています。

一方、地域課題を市民自ら解決しようとする市民活動が活性化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでなく、多様な市民ニーズに対応した細やかな公共サービスが提供されつつあります。

こうした動きのなか、市では、市民と市が役割を分担し、市民とのよりよいパートナーシップにより、誰もが元気に暮らせるまちづくりを進めています。今後さらに市民との協働によるまちづくりを進めるには、これまで以上に市民の視点・立場に立った行政運営が求められます。

そのためには、さまざまな政策等への市民の参画は不可欠であり、情報提供や市民参画のための手法整備、市民と市との新たな関係の構築など、誰もがいつでもそれぞれの役割を持って行政運営に関わることができるルールが必要です。

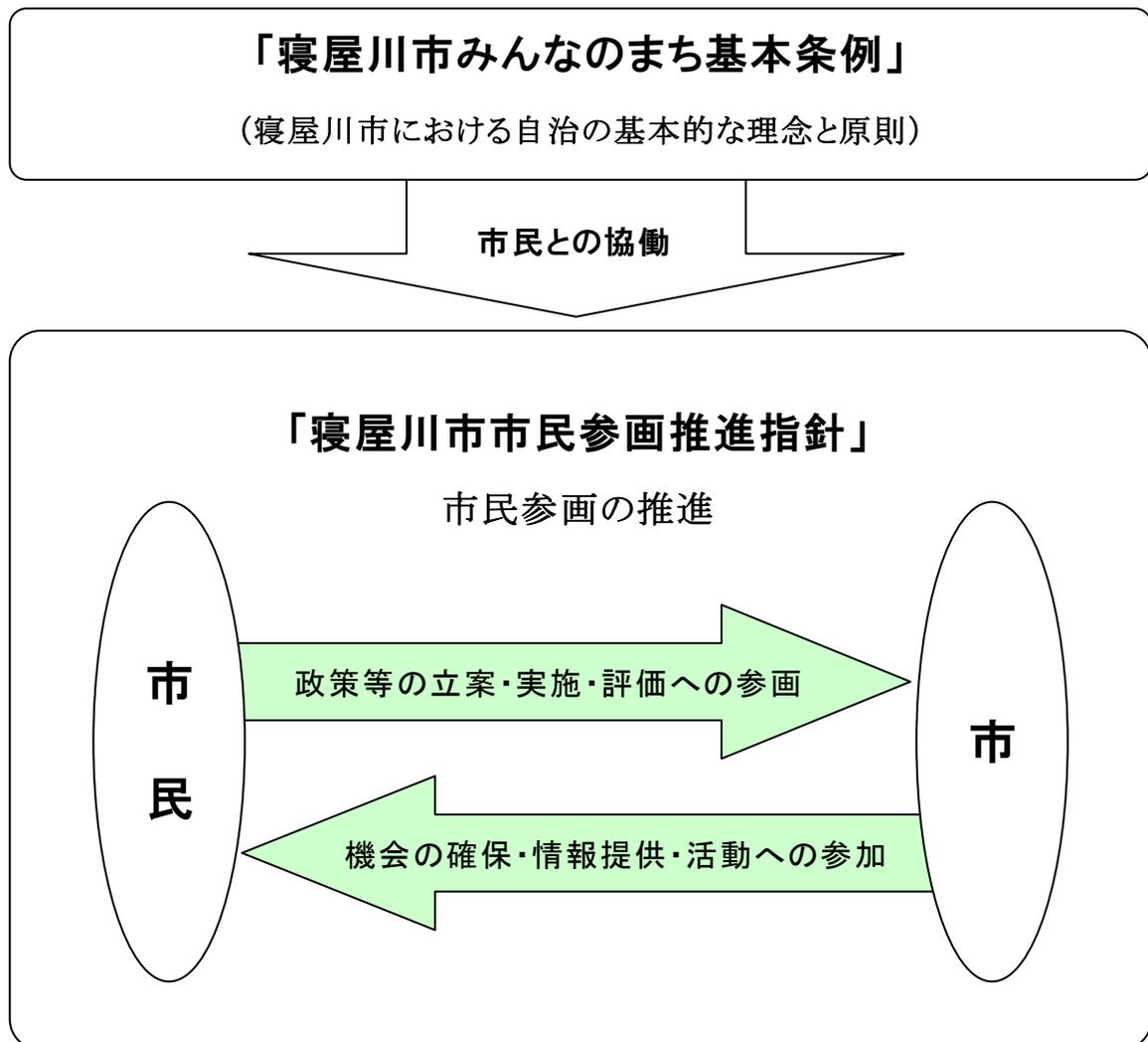
第2章 市民参画の基本的な考え方

1 市民参画の理念・目的

「市民との協働によるまちづくりの実現をめざす」

本指針において、市民参画とは「市民が政策等(政策・施策・事務事業)の立案、実施及び評価に主体的に関わること」と位置づけ、市民がまちづくりの主役であることを基本として、市民との協働によるまちづくりの実現をめざします。

<指針の位置づけ>



2 市民参画の方向性

○市民が主役の仕組みづくり

まちを一番よく知っていて、地域の特色をつくり上げているのは市民であり、一人ひとりがまちの主役といえます。寝屋川市に愛着をもち、住みよいまちづくりを進めるために、市民の自主的・積極的なまちづくりの取り組みや市民参画を尊重し、市民の意見が政策等に反映できる仕組みづくりを進めます。

○パートナーシップの関係づくり

市民と市はまちづくりのパートナーとして、対等な立場で、お互いの役割を理解・尊重して協力しあうことが必要です。まちの主役である市民と職員が気軽に情報交換し、互いに知恵を出し合える関係づくりをめざします。

また、市民と市だけではなく、市民どうしがまちづくりの主体として、それぞれの経験を活かしながら議論を深めていくことも大切です。いろいろな立場の人が議論することで、公共性が高く、より多くの人々が納得できる解決策が生まれる可能性が高まります。

○誰もが参画できる機会づくり

多様なライフスタイルをもつ市民誰もが参画の機会を得られるよう、情報発信の手段や会議等の開催時間・参画方法を市民の立場に立って柔軟に工夫していきます。また、市民全体にわかりやすいかたちで情報が行き渡る情報提供の方法を検討します。

第3章 市民参画推進の取り組み

市民参画を推進するためには、多様な手法を用いることが肝要です。参画手法それぞれのメリットや課題を認識し、政策等の内容に適したもっとも効果的な手法を活用していきます。また、政策等に関して、一つの参画手法を用いるのではなく、段階に応じて複数の手法を組み合わせることで、より多くの市民の参画を促すことができます。

市では、全職員がこの章に挙げた手法の特性を十分に理解し、テーマや議論、政策等の進行状況に応じ、もっとも効果的な時期に、もっとも効果的な手法を活用することによって、積極的な市民参画の推進を図ります。

○アンケート調査

「アンケート調査」は、比較的簡便に多くの市民ニーズを把握する手段です。しかし、質問の設定によっては用意された選択肢からしか回答が引き出せないこと、また、回答を誘導する恐れがあるため、調査目的を明確にした質問を設定し、回答については、複数の選択肢を用意し選択した理由や意見を記入できる枠を設けるなどの工夫が必要です。

○市民モニター制度

公募した市民からテーマごとの意見を聴取する「市民モニター制度」は、現場の実態を把握する手法です。同じ人から継続的に意見収集を行うことが可能となるほか、政策等の内容を市民に知ってもらう機会にもなります。また、幅広い層からより多くの意見を聴取することも必要です。

○市民満足度調査

効率的・効果的な政策等の展開を図るため、アンケート調査等により、市民ニーズや市民意識を把握するものです。市の政策等に対する評価や優先的に取り組むべき課題等について定期的に把握するものです。

○市政懇談会

市民と市長が、フリートークでまちづくりについて話し合う場です。懇談会で出された意見・提案は各担当課に提供され、市政運営の参考となります。

○陳情、要望

市の窓口へ直接、または文書やメール等で意見や要望を提出する方法です。市民が市の政策等についてどのようなことを考えているのか、また、どのようなことをして欲しいのかなどを知ることができる手法であり、迅速な回答が求められます。

○フォーラム、シンポジウム

公開の場で意見を述べ、議論や討論を行う手法です。多くの市民の参画意識を高め、共通認識を持つことができます。また、市の政策等の宣伝効果を得ることもできます。

○ワークショップ

まち歩きや自然観察等の共同体験やグループによる対話などの共同作業を通じて、参加者どうしが学びあったり創り出したりする参画手法です。対等な立場で自由に意見交換が図れます。実施にあたっては、参加者数・取組内容・時間配分などの進行を計画的に準備し、参加者がワークショップの終了後に充実感、達成感を持てるようにすることで、ワークショップの成果を政策等により活かすことが

できます。

○審議会・委員会・協議会等

特定の事業実施や計画策定等に向けて意見交換などを行うため、公募の市民や関係分野の代表者、専門家、学識経験者などで構成し、設置されます。

委員の公募に際しては十分な情報提供を図るとともに、会議の運営にあたっては参加者全員が発言しやすいように進行する必要があります。また、会議を開催する際には、開催日時等を公表し、会議の傍聴を認めるとともに、会議の終了後には会議結果の公表に努めるなど、公開することを原則とします。

市では、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、委員の選任、会議の運営、会議開催の公表等を規定しています。

○パブリック・コメント制度

総合計画など市の基本的な政策を定める計画や指針、また市民生活に影響を及ぼす施策を定める計画や指針などを策定する際に、市民にその政策等の目的や内容などを公表して広く意見を募集する方法です。市は提出された意見を考慮し、政策等を決定していきます。提出された意見のあらままと、意見に対する市の考え方を公表することによって、政策決定における公正の確保と透明性の向上を図るものです。

パブリック・コメントの実施にあたっては、原則 1 か月以上の募集期間の設定や公表などに関わる手続が多いため、計画的な運用が必要です。

市では、「寝屋川市パブリック・コメント手続要綱」を定め、ルール化しています。

○住民投票制度

直接住民の意見を問う制度で、住民投票を実施する際の基本的なルールを定めた住民投票条例をあらかじめ制定しておく「常設型」と、個別の問題が発生した場合に、その問題の内容に応じてその都度住民投票制度を設ける「非常設型（個別型）」があります。

なお、住民投票に至るまでに、市民への事前の情報提供や勉強会等の開催、理解を深めるための議論を行うことが大切です。

市では、「寝屋川市みんなのまち基本条例」において、非常設型の住民投票制度を規定しています。

○アドプト制度

アドプトとは「養子にする」という意味があり、市民活動団体等が道路などの公共空間を養子に見立て、清掃や除草などの美化活動を行い、市は活動に必要な清掃道具の貸与や保険加入などの支援を行う制度です。

この制度を市内の道路などにより広く適用することにより、市民参画型のまちづくりの推進が図れます。

○アウトソーシング

アウトソーシングとは、「外部に資源を求める」取り組みのことで、より効果・効率的に公共サービスの提供や行政運営を行うため、業務を民間企業や市民活動団体等に委ねることをいいます。

市では、「寝屋川市アウトソーシングに関する指針」において、NPO、ボランティア等を公共サービスの担い手として位置づけています。

第4章 市民参画推進の基盤づくりの取り組み

第3章に掲げる取り組みを、より適正かつ確実に実施していくためには、情報共有の充実をはじめ、市民活動の活性化や職員の意識改革が不可欠となります。また、実施された政策等についても、その成果等を評価する仕組みが必要です。これらを確認し、さらに推進していくため次のような取り組みを進めます。

1 情報の共有化

○情報の公開

情報を公開し、市政の透明性を確保することは不可欠です。市では、「寝屋川市情報公開条例」に基づき、市民の市政に関する知る権利を保障し、併せて行政の説明責任を果たすことによって、市民と行政との信頼関係の強化を図ります。

○情報の提供

市民が政策等について考え、判断するためには、誰もが知りたい情報をいつでも容易に入手できる仕組みが必要です。市民のニーズを的確に把握し、適正かつ正確な情報を提供することが求められます。

市では、「広報ねやがわ」をはじめとする印刷物の発行、市ホームページや市民主体で運営されている地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」によるインターネットを活用した情報発信など、多様な媒体を利用した情報提供を行っています。また、市民の知りたい・学びたい内容について職員が直接出向き説明する「出前講座」、市役所に設置している「市民情報コーナー」など、今後も情報提供の充実を図ります。

2 行政評価

行政評価は、市が実施する施策・事務事業について一定の基準を用いて評価し、その効率性や成果などについて検証・公表し、継続的な改善・改革につなげていくための仕組みです。

評価から改善への機能を高めていくためには市民意識の把握と反映は不可欠です。そのため、わかりやすい情報提供により情報共有を図るとともに、評価への市民参画を進めるなど、市民の意見を把握し、政策等への反映を図ります。

3 市民活動の活性化

○市民活動支援

市民との協働によるまちづくりを推進する上で、市民活動の役割を十分に認識し、それを守り、育てることが求められます。

市では、「寝屋川市市民活動支援指針」に基づき市民活動の活性化を図るとともに、「寝屋川市立市民活動センター」を拠点として、市民活動の支援に努めます。

○公募補助金

市民活動の自主性・自律性を尊重しながら、必要に応じて適切に支援することが必要です。

市では、市民活動団体・産業団体等が自発性を発揮し、創意工夫をこらすことにより、公益性のある事業を新たに立ち上げたり、拡充することができるよう、「公益活動支援公募補助金」と「にぎわい創出公募補助金」を運用し、市民活動の支援に努めます。

4 職員の意識改革

○職員研修の充実

市民参画推進にあたっては、職員全員が市民参画に関する高い意識を持ち、知識や理解を深めることが重要です。そのため、職員研修の充実を図り、職員の意識改革をより一層進めます。

○市民活動への参加

市民参画推進のためには、市民と職員との間に信頼関係を構築することが大切です。市民が気軽に職員と話ができる開かれた職場づくりを進めます。

さらに、職員が自発的に市民や市民活動団体等が行う事業に関わったり、地域での活動に参加するなど、市民との距離を職員自身が近づけていけるように、市民活動への積極的な参加を促進します。

《制度等の一覧》

施行年月	制度等の名称
平成 10 年 1 月	○情報の公開 「寝屋川市情報公開条例」
平成 13 年 4 月	○審議会・委員会・協議会等 「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」
平成 14 年 3 月	○市民活動支援 「寝屋川市市民活動支援指針」
平成 15 年 5 月	○アウトソーシング 「寝屋川市アウトソーシングに関する指針」
平成 17 年 4 月	○パブリック・コメント制度 「寝屋川市パブリック・コメント手続要綱」
平成 17 年 9 月	○公募補助金 「寝屋川市公益活動支援公募補助金交付要綱」 「寝屋川市にぎわい創出公募補助金交付要綱」
平成 20 年 4 月	「寝屋川市みんなのまち基本条例」

～寝屋川市市民参加推進指針策定懇話会の意見(概要)～

I. 市民参加・参画の輪を広げよう

みんなで「元気都市 寝屋川」をつくっていくために、より多くの市民が行政活動に参加・参画できる仕組みづくりや市民の声が聞けるバランスの取れた組織、開かれた窓口づくりが必要だと考えます。また、市民も積極的に参加・参画する意識を持ち、市民側の学ぶ姿勢も必要です。

II. 地域活動を活発にするために

地域の人材の活躍の場や参加する機会を提供したり、いろいろな人・組織・活動が関われるネットワークをつくるなど、地域活動から参加のきっかけを開くことが重要です。また、コミュニティセンター利用の情報を共有し、コミュニティ活動への参加・協力や地域貢献するなど、コミュニティセンターを核に市民がつながることも必要です。

III. 市民活動を元気にするために

多くの人に参加のきっかけをつくるとともに、さまざまな年代の人たちとのつながり、ほかのグループや地域組織とのつながりを持ち、施設や活動の場などを起点にして、市民活動を元気にすることが必要です。また、自分たちの役割を社会に理解してもらうとともに、なんでも他人まかせにするのではなく、自分のこととして考え、みずから動くことが必要です。

IV. 市民活動のネットワークづくり

みんなが集まる場所をつくり、縦横無尽なつながりや組織を超えて協働活動を展開するなど、ネットワークをつくって可能性を広げていくことが必要です。市民が参加しやすい身近で小さなグループからはじめたり、団体どうしが協力した双方にメリットのある“お互いさま”の関係づくりが大切です。

V. 企業と市民活動のつながりづくり

地域と企業のコミュニケーションの輪や情報のネットワークをつくり、協力関係・連帯感を深めることで、企業をまちの資源として地域貢献に活かした、お互いにとって良い地域づくりにつながっていきます。

VI. 学校と地域のつながりづくり

教師も地域とつながり、多くの地域の人やさまざまな地域団体の参加を活かすことが大切です。また、学校と市民とのコミュニケーションを深めるなど、開かれた学校づくりが必要です。

VII. 市民参加・市民活動への行政の関わりかた

市民活動がより元気になるためには、市からの情報提供が重要です。また、市民に参加・参画を呼びかけるだけでなく、市民活動に職員が参加し、協力することで協働のまちづくりが進んでいきます。委員会等への参画の仕方も重要なテーマであり、参画のルールが必要だと思います。職員一人ひとりが市民活動に理解を示し、市民に身近でやさしい市役所になって欲しいと願います。